

京都市病院事業財務規則の一部を改正する規則を公布する。

平成 22 年 6 月 28 日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 8 号

京都市病院事業財務規則の一部を改正する規則

京都市病院事業財務規則の一部を次のように改正する。

第 6 条中「収納権限」の右に「及び地方自治法第 231 条の 2 第 6 項の規定による承認に係る権限」を加える。

第 23 条各号列記以外の部分中「納入義務者は」の右に「、口座振替の方法により納入金を納入する場合及び地方自治法第 231 条の 2 第 6 項前段に規定する指定代理納付者（以下「指定代理納付者」という。）にその歳入を納付させる場合を除き」を加え、「の各号」を削る。

第 29 条の次に次の 2 条を加える。

（指定代理納付者の指定の告示）

第 29 条の 2 市長は、地方自治法第 231 条の 2 第 6 項の規定により指定代理納付者を指定したときは、次に掲げる事項を告示しなければならない。

- (1) 当該指定代理納付者の氏名及び住所（法人にあつては、名称及び代表者名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 当該指定代理納付者に納付させることについて、地方自治法第 231 条の 2 第 6 項の規定による承認の申出をすることができる歳入

（指定代理納付者による納付）

第 29 条の 3 企業出納員又は徴収事務受託者（地方自治法第 231 条の 2 第 6 項の規定による承認に係る事務の委託を受けたものに限る。）は、同項の承認をしたときは、納入義務者に対し、次に掲げる事項を記載した書

面を交付しなければならない。

- (1) 当該承認をした旨
- (2) 当該承認をした日
- (3) 当該承認に係る歳入の金額
- (4) 診療明細その他当該歳入の算定の基礎となる事項

2 指定代理納付者は、市長が指定する日までに前項の承認に係る歳入を出納取扱金融機関に納付するとともに、速やかに、同項の承認ごとに当該歳入の内訳を明らかにした書類を市長に送付しなければならない。

3 第26条の規定にかかわらず、地方自治法第231条の2第7項の規定により第1項の承認に係る歳入の納付がされたものとみなされるときは、出納取扱金融機関は、同項の規定により交付された書面を、納入義務者に対して交付すべき領収書とみなすことができる。

第38条の次に次の1条を加える。

(繰替払)

第38条の2 令第21条の8第3号の規定により、指定代理納付者による納付の事務に係る手数料の支払については、当該指定代理納付者により納付された収入金を出納取扱金融機関に繰り替えて使用させることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(京都市立病院事務局医事課)